

令和8年度国民健康保険税の算出方法が変わります

令和8年度から均等割の軽減判定所得基準額を次のとおり引き上げます。
【改正前】

7割軽減基準額	43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円
5割軽減基準額	43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（30万5,000円×被保険者数）
2割軽減基準額	43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（56万円×被保険者数）

【改正後（令和8年度）】

7割軽減基準額	43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円
5割軽減基準額	43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ 31万円 ×被保険者数）
2割軽減基準額	43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ 57万円 ×被保険者数）

※被保険者数とは、国民健康保険加入者と国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の合計人数です。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける方です。

▶問い合わせ 健康課保険年金担当（内線271～273・291）

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方

70歳未満の方および70歳以上で医療費の負担割合が3割の方は通院・入院する際に事前に申請すると「限度額適用認定証」が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が令和8年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、7月21日(火)以降に改めて申請をしてください。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険資格確認書
- 手続きに来られる方の本人確認書類（運転免許証など）
- マイナンバー（個人番号）が分かるもの

後期高齢者医療に加入している方

市民税非課税世帯の方は、事前に申請すると限度区分が併記された資格確認書が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。また、医療費の負担割合が3割の方も、申請により限度区分が併記された資格確認書が交付されます。

▶申請に必要なもの

- 後期高齢者医療資格確認書
- 手続きに来られる方の本人確認書類（運転免許証など）

▶その他 いずれの保険に加入している場合も、マイナ保険証（健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード）を利用すれば事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定の事前申請が不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

▶問い合わせ 健康課保険年金担当（国民健康保険については内線271～273・291、後期高齢者医療については内線226・227）

後期高齢者歯科健診を受けましょう

生涯にわたって自分の口で食事や会話を楽しめるよう、市では後期高齢者向けの歯科健診を実施しています。

▶期間 7月1日(水)～令和9年1月31日(日)

▶対象 後期高齢者医療制度に加入している方（長期入院中の方や施設入所されている方は対象外）
※昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方、昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方には、埼玉県後期高齢者医療広域連合から歯科健診の案内が届きます。確認の上、受診してください。

▶費用 無料（2回目以降は自己負担）

▶その他 健診の結果、治療が必要と判断された場合には、別途治療費が掛かります。

▶申し込み 直接または電話で健康課へ申し込みください。受診希望者に、受診票と問診票を交付します。その後、市内の医療機関に直接申し込んでください。実施医療機関一覧は、受診票、問診票と併せてお渡します。

▶問い合わせ 健康課保健事業担当（内線361）

国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方へ

令和8年7月31日で有効期限切れとなる紙の資格確認書の更新に伴い、新しい資格確認書を送付します。送付物は7月2日(休)から順次発送し、31日(金)までに該当の世帯にお届けする予定です（郵便都合により到着が遅くなる地域があります）。

8月1日(土)以降に医療機関で診察を受けるときは、新しい資格確認書を提示してください（マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を提示してください）。

なお、年齢や加入している保険者、マイナ保険証の有無によって送付物が異なりますので、ご注意ください。また、現在をお持ちの資格確認書は、8月1日以降にハサミで裁断するなどしてご自身で処分してください。

▶送付物一覧

保 険 者	マイナ保険証を持っている方	マイナ保険証を持っていない方
国民健康保険※	資格情報のお知らせ	資格確認書（オレンジ色）
後期高齢者医療 （令和8年8月1日時点で 85歳以上の方）	資格確認書（ピンク色）	
後期高齢者医療 （令和8年8月1日時点で 84歳までの方）	資格情報のお知らせ	資格確認書（ピンク色）

※同世帯であっても、資格情報のお知らせと資格確認書は別の封筒で送付します。

マイナ保険証をご利用ください

医療機関や薬局の窓口において、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。マイナ保険証を利用する場合には事前の登録を行う必要があります。マイナ保険証の受け付けは医療機関や薬局の受付に設置してある顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受け付けが始まりますので、画面の指示に従って受け付けをしてください。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。

国民健康保険は加入・喪失の手続きが必要です

国民健康保険に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼっての加入となります。届け出が遅くなると、国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税されるため、1回の支払い額が高額になることがあります。また、国保健康保険の資格を喪失しているにもかかわらず、国民健康保険の資格確認書を提示して診察を受けた場合、国民健康保険が負担した診療費を返金することになります。

▶加入手続きに必要なもの 職場の健康保険をやめたことが分かる証明書など

▶喪失手続きに必要なもの 国民健康保険と職場の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
※いずれの手続きにも、手続きに来られる方の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）が必要です。

▶問い合わせ 健康課保険年金担当（国民健康保険については内線271～273・291、後期高齢者医療については内線226・227）

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶変更期間 7月14日(火)～9月1日(火)※7月20日(月)および8月11日(火)は休み

▶変更期間中に実施するつどいの広場

名称	所在地	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月・火、木～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園（埼玉4595-1）	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2433(変更期間中のみ)

※変更期間中は、つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶その他 つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室・園庭開放、正午～午後2時は子育て相談（電話・面接）を行います。※面接は要予約

▶問い合わせ 子ども未来課子ども・子育て担当（内線292）